

労働安全衛生法第100条違反(いわゆる「労災かくし」)の司法処分量数の推移

別紙資料1

神奈川県労働局

(平成19年6月28日現在)

業種・違反の態様等	年													合計
	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年 6月28日現在	
製造業				1	2				2	3	2	1	2	13
うち未報告					1				2	3	2	1	2	12
うち虚偽報告					1									1
うち外国人労働者					1				1	3	1			6
うち労働者派遣等										2	2		1	5
建設業	2		4	4	2	1	6	2	4	8	5	5	4	47
うち未報告	1		2	2	1		4	2		1	4	4	4	25
うち虚偽報告	1		2	2	1	1	2		4	7	1	1		22
うち外国人労働者	1		1	1			2	2			2			9
うち労働者派遣等									2					2
運輸業(含荷役業)					1					1		1	2	5
うち未報告					1							1	2	4
うち虚偽報告										1				1
うち外国人労働者												1		1
商業						3								3
うち未報告						1								1
うち虚偽報告						2								2
清掃業(ビルメン・廃棄物処理)			1			1						1		3
うち未報告						1						1		2
うち虚偽報告			1											1
うち外国人労働者			1											1
労働者派遣派遣業											4		2	6
うち未報告											4		2	6
うち外国人労働者											3			3
うち労働者派遣等											4		2	6
合計	2	0	5	5	5	5	6	2	6	12	11	8	10	77
違反の 主な態様														
うち未報告(除 虚偽報告)	1		2	3	3	2	4	2	2	4	10	7	10	50
うち虚偽報告	1		3	2	2	3	2		4	8	1	1		27
就労 区分														
うち外国人労働者	1		2	1	1		2	2	1	3	4	1		20
うち労働者派遣等									2	2	6		3	13

注) 上表は、労働安全衛生法第100条に基づく労働者死傷病報告を行わなかった等の理由により、司法処分に付した状況をとりとめたもの。

労災かくしの主な態様

「未報告」とは、故意に労働者死傷病報告を遅滞なく労働基準監督署長に行わなかったもの

「虚偽報告」とは、故意に虚偽の内容による労働者死傷病報告を労働基準監督署長に行ったもの